

就業不能年金・就業不能給付金のお支払い (就業不能保障特約2020)

令和2年4月1日以降にご加入の就業不能保障特約(2020)

名称	支払事由	給付形態	支払額
就業不能給付金	被保険者が、特約の保険期間中に、次のアまたはイのいずれかに該当したとき ア. 次の(ア)および(イ)をともに満たしたとき。 (ア)責任開始期以後に生じた傷害または疾病(所定の精神疾患を除く)による入院または在宅療養をしていること(以下「就業不能状態A」という) (イ)前(ア)の就業不能状態Aが該当した日から起算して30日間継続したこと。 イ. 次の(ア)および(イ)をともに満たしたとき。 (ア)責任開始期以後に生じた所定の精神疾患による入院をしていること(以下「就業不能状態B」という) (イ)前(ア)の就業不能状態Bが該当した日から起算して30日間継続したこと。	毎月払 ※特約給付金月額を12ヵ月にわたり、毎月支払います。 ※就業不能状態の継続の如何にかかわらず、12ヵ月分お支払いします	特約給付金月額 × 12ヵ月分
就業不能年金	被保険者が、特約の保険期間中に、次の(ア)および(イ)をともに満たしたとき。 (ア)就業不能状態Aに該当したこと。 (イ)前(ア)の就業不能状態Aが該当した日から起算して1年間継続したこと。	有期年金 ※被保険者が生存している限り、70歳まで年金をお支払いします	1回の支払につき 特約給付金月額 ×12

就業不能状態の要件となる「在宅療養」

在宅療養	<ul style="list-style-type: none"> 医師による治療が必要であり、かつ、日本国内の自宅等で、計画的な訪問診療*または医師の指示・診療にもとづく計画的な訪問看護・指導等*を受けながら治療に専念すること ※公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表で在宅医療に区分される「在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除く)」が算定されることを要件とします。
------	--

就業不能給付金の支払いは「特約給付金月額×12ヵ月分」を1回とし、通算10回(120ヵ月分)を限度とします。ただし、就業不能状態Bによる給付金の支払いは1回を限度とします。

2回目以降の就業不能給付金は、前回の給付金支払期間の満了日の翌日以後に、就業不能状態が30日間継続したときにお支払いします。

【就業不能給付金(就業不能状態A)の場合】

お支払いする場合	お支払いできない場合
脳梗塞で30日間継続入院した場合 	右足骨折で15日間入院し、医師の安静指示により40日間自宅で静養された場合  就業不能状態の要件となる「在宅療養」は、医師からの安静指示のみでは該当しないため、お支払いできません。

！ご注意

- ・就業不能給付金の支払期間中に新たに就業不能給付金の支払事由に該当した場合、当該支払事由に対する就業不能給付金はお支払いしません。
- ・「妊娠・出産にかかわる病気」は就業不能給付金・就業不能年金の支払対象とはなりません。
- ・就業不能給付金を一括で受取ることはできません。ただし、給付金支払期間中に被保険者が死亡した場合は特約給付金月額×12ヵ月分からすでに支払った就業不能給付金の額を差し引いた金額を一時に就業不能給付金の受取人にお支払いします。

